

岐阜県公報

第二千九百十号
平成三十年一月五日

(金曜日)

目次

告 示

- 救急病院の申出の撤回 (医療整備課) 一^{ページ}
- 道路の区域変更 (道路維持課) 一
- 道路の供用開始 (同) 一
- 保安林に指定する予定 (中濃農林事務所) 二

選挙管理委員会告示

- 設立届が提出された政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会) 三
- 政治団体の異動事項等の公表 (同) 三
- 解散届が提出された政治団体の名称等の公表 (同) 五
- 資金管理団体の名称等の公表 (同) 五
- 資金管理団体の異動事項等の公表 (同) 五

公 示

- 平成三十年岐阜県保育士試験(前期)の実施 (子育て支援課) 六
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業・金融課) 七
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (同) 七
- 土地改良区役員の変更 (可茂農林事務所) 八

正 誤

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定中訂正 (法務・情報公開課) 八

告 示

岐阜県告示第一号

次の医療機関から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったので、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第二項の規定により告示する。

平成三十年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名	在 地	撤 回 年 月 日
濃 成 病 院	可児市広見八五二番地八	平成二九・一二・三一

岐阜県告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年一月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
			別	ル (メー ト)	ル (メー ト)	

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(決定区域又は変更の年月日告示は)

岐阜県知事 古田 肇

平成三十年一月五日

岐阜県告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年一月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

県道		金可		山児線	
加茂郡七宗町上麻生字寺前二〇一〇番地先から	同郡同町同字同二〇八〇番九地先まで	加茂郡七宗町上麻生字寺前二〇八〇番九地先から	同郡同町同字同二〇八〇番九地先まで	同郡同町同字同二〇八〇番九地先から	同郡同町同字同二〇八〇番九地先まで
後	前	後	前	後	前
二六・五 四・二	二六・五 二五・八	二六・五 一三・一	二七・七 三〇・三	二七・七 三〇・三	二七・七 三〇・三
一九四	一九四	二〇六・六	二一・六	二一・六	二一・三

B A 前 A 後 前

B A 係は及
の表圖
分をの
うをの
い区敷
は示面
は関
閉
び

県道	池藤橋線	揖斐郡揖斐川町上野字峰山一七〇番八地先から	同郡同町同字同二一六九番一地先まで	二七・八	平成 三〇・一・五	平成 二九・二・一五
----	------	-----------------------	-------------------	------	--------------	---------------

岐阜県告示第四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年一月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
美濃市字小倉山一五七一の三(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的
魚つき

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

ついでに告示する。

平成三十年一月五日

岐阜県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政党
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その早繰り金を次の

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

希望の党岐阜県衆議院第4選挙区支部	今井雅人	永澤裕幸	可見市広見1854	衆議院議員	平成29年 11月22日
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	一以上の市町村等の 区域を単位として設 けられる支部
					出 年 月 日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

岐阜県本田あきこ後援会	山崎太	日比野靖	岐阜市九重町4 5	平成29年 10月20日
岐阜の未来を創る会	中西敏子	溝口義道	岐阜市西荘4 3 19	平成29年 10月18日
GIFU WORLDの会	帝井少輔	速水敏人	岐阜市柳津町東塚2 161	平成29年 11月29日
都市フロンティア研究会	中西謙司	溝口義道	岐阜市西荘4 3 19	平成29年 10月18日
渡辺義昌後援会	渡邊義昌	渡邊祐貴	美濃加茂市下米田町小山160 2	平成29年 11月6日

岐阜県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政党

団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その
異動事項等を次のついでに告示する。

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異年月日
自由民主党安八町支部	西松重吉	主たる事務所の所在地	安八郡安八町氷取147 1	安八郡安八町南條286	平成29年10月7日
			安八郡安八町南條286	安八郡安八町氷取147 1	平成29年10月23日
自由民主党岩村町支部	堀井文博	会計責任者	西尾公男	三輪哲司	平成29年10月20日
自由民主党大野町支部	中川仁志	主たる事務所の所在地	揖斐郡大野町大字瀨古字村西648 2	揖斐郡大野町大字西方1057 4	平成29年10月7日
			揖斐郡大野町大字西方1057 4	揖斐郡大野町大字瀨古字村西648 2	平成29年10月23日
自由民主党岐阜県第二選挙区支部	棚橋泰文	主たる事務所の所在地	大垣市小泉町342 2	大垣市桐ヶ崎町93	平成29年10月3日
自由民主党岐阜県ときわ会支部	宇野文孝	会計責任者	山下勝也	山口望	平成29年10月1日
民進党岐阜県総支部連合会	渡辺嘉山	代表者	渡辺嘉山	今井雅人	平成29年10月3日
民進党岐阜県第1区総支部	浅井里江	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平成29年11月15日
愛里会	浅井里江	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	平成29年11月15日
エネルギーフォーラム岐阜	坂井孝行	代表者	坂井孝行	石原宏基	平成29年11月22日
			代表者	足立真一	坂井孝行
岐阜市商店街政治連盟	古川洋治	会計責任者	宇佐見朗	笠井宏光	平成28年6月1日
「しよゆう」後援会	帝井少輔	代表者	帝井少輔	丁曉勇	平成29年11月24日
ニューアクシヨンGifu	坂井孝行	代表者	坂井孝行	石原宏基	平成29年11月22日
			代表者	足立真一	

吉田りえ後援会	浅井里江	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	平成29年11月15日
---------	------	---------------	-------------------	---------------------------------	-------------

岐阜県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告

示す。

平成三十年一月五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場その旨の表示	当該政党の支部を政党の支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
郡上市古田はじめ後援会	野 島 征 夫	尾 村 忠 雄	郡上市白鳥町中西68	平成29年4月1日			
こうせいに輝く岐阜市をつくる会	水 岡 英 司	太 田 佳 祐	岐阜市細畑3 12 13	平成29年11月30日			

岐阜県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成三十年一月五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

資金団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指年月日
中西 謙司	岐阜市長	都市ブランド研究会	岐阜市西庄4 3 19	平成29年10月16日

岐阜県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項等を次のとおり告示する。

平成三十年一月五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

資金管理団体の届出した者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項公職の種類	新	旧	異年月日
浅井 里江	吉田りえ後援会		岐阜市長	衆議院議員	平成29年11月15日

公 示

平成三十年岐阜県保育士試験（前期）の実施

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十八条の八の規定により、平成三十年岐阜県保育士試験（前期）を実施しますので、岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）第二十条の規定により次のとおり公告します。

なお、試験の実施に関する事務は、法第十八条の九第一項の規定により指定試験機関に指定した一般社団法人全国保育士養成協議会が行います。

平成三十年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日程及び会場

1 筆記試験

平成三十年四月二十一日（土）及び同月二十二日（日）

時間	午前10時30分から	正午から	午後2時から	午後3時30分から
期日	午前11時30分まで	午後一時まで	午後三時まで	午後四時三十分まで
四月二十一日（土）	保育の心理学	保育原理	児童家庭福祉	社会福祉

時間	午前10時から	午前11時から	正午から	午後2時から	午後3時30分から
期日	午前10時30分まで	午前11時三十分まで	午後一時まで	午後三時まで	午後四時三十分まで
四月二十一日（日）	教育原理	社会的養護	子どもの保健	子どもの食と栄養	保育実習理論

2 実技試験（筆記試験全科目合格者のみ実施）

平成三十年七月一日（日）

3 試験会場

大垣市（予定）

二 受験申請受付期間

平成三十年一月五日（金）から一月三十一日（水）まで
三 受験申請受付場所
受験申請書を指定の封筒により、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターまで、簡易書留で郵送してください。

なお、受験申請については、平成三十年一月三十一日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

四 受験手数料等

受験手数料等の納入方法は、受験申請の手引をご覧ください。

1 受験手数料等

一、九五 円（受験手数料二、七〇〇円及び受験申請の手引郵送料二五 円）

2 全科目免除者に係る受験手数料等

二、六五 円（受験手数料二、四〇〇円及び受験申請の手引郵送料二五 円）

五 合格発表等

合格者の発表は、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターから受験者全員に通知書を郵送することにより行います。

なお、合格者には「保育士試験合格通知書」を、一部科目合格者には「保育士試験一部科目合格通知書」を送付します。

六 試験問題の公開

平成二十四年から平成二十九年（後期）までの岐阜県保育士試験問題については、情報公開総合窓口（岐阜県庁二階 電話 〇五八 二七二 一三三八）において公開しています。

七 その他

1 受験申請の手引の配布方法、配布時期及び請求方法

(一) 配布方法

郵送配布

(二) 配布時期及び請求方法

平成三十年一月五日（金）から配布を開始します。

インターネット又は郵送にて、ご請求ください。郵送での請求の場合は、宛先明記の角型二号返信用封筒を同封の上、封筒の表に「手引請求」と朱書きし、次の宛先まで郵送で請求してください。

なお、申請受付期間に間に合うよう、平成三十年一月二十四日（水）までに受

験申請の手引を請求してください。

住所 〒一七一 八五三六 東京都豊島区高田三一 一九一〇

名称 一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

2 連絡先(問合せ先)

一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

電話 〇二二〇 四一九四 八二

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年一月五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成三十年一月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年十二月十八日

二 届出者の氏名又は名称

名古屋ステーション開発株式会社

三 建物の名称及び所在地

大垣ステーションビルアピオ

大垣市高屋町一丁目一三 二 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)名古屋ステーション開発株式会社 代表取締役 蟹沢 清治

名古屋市中村区竹橋町一五番一二号

(変更後)名古屋ステーション開発株式会社 代表取締役 坂田 一広

名古屋市中村区名駅一丁目一番三号JRゲートタワー三十九階

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年一月五日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

平成三十年一月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

三洋堂書店下恵土店

可児市下恵土字広瀬五八九六 外

二 意見の概要

可児市長の意見

・騒音の対策について

・光害について

・周辺への影響について

(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年一月五日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

平成三十年一月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロ―下恵土店

可児市下恵土字野林三三〇八番 外

二 意見の概要

可児市長の意見

・騒音の対策について

・光害について

・周辺への影響について

(届出事項 新設)

土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年一月五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区	平成 三元・三・二四	理事	藤井 浩人	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四五二七番地

土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年一月五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
木曾川右岸用水土地改良区 連合	平成 三元・三・二四	理事	藤井 浩人	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四五二七番地

正 誤

(校正誤り)

平成二十九年十二月八日第二千九百四号 身体障害者福祉法に基づく医師の指定(岐阜県告示第五百四十九号)七〇八頁下段前から五行目中「渡邊 克巳」は、「渡邊 克己」の誤り。